

平成 29 年第 4 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 29 年 3 月 15 日 (水)

午後 1 時 30 分 開会

午後 3 時 01 分 閉会

場所 教育委員会室

一般報告

議題

- 議案第 6 号 松阪市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
- 議案第 7 号 松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第 8 号 松阪市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議案第 9 号 松阪市教育委員会表彰規則の一部改正について
- 議案第 10 号 松阪市教育委員会教育長所管事務委任規程の一部改正について
- 議案第 11 号 松阪市立幼稚園のあり方検討委員会規則の廃止について
- 議案第 12 号 松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程の一部改正について
- 議案第 13 号 松阪市立小中学校事務処理規程の一部改正について
- 議案第 14 号 松阪市放課後子どもプラン運営委員会規則の一部改正について
- 議案第 15 号 松阪市文化振興基金運用規則等の廃止について
- 議案第 16 号 松阪市スポーツ推進計画策定委員会規則の一部改正について
- 議案第 17 号 教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規程の制定について
- 議案第 18 号 松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する規則の一部改正について
- 議案第 19 号 松阪市文化財保存活用整備等委員会規則の一部改正について
- 議案第 20 号 松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例施行規則の一部改正について
- 議案第 21 号 松阪市松浦武四郎誕生地整備検討委員会規則の一部改正について
- 議案第 22 号 松阪市天白遺跡整備指導委員会規則の一部改正について

報告事項

1. 共同実施協議会設置要綱の一部改正について
2. 松阪市PTA連合会補助金交付要綱の一部改正について
3. 松阪市子ども会連合会事業補助金交付要綱の一部改正について
4. 指定無形民俗文化財保存活動事業補助金交付要綱の一部改正について
5. 殿町武家屋敷生垣等保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について
6. 文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について
7. 公益財団法人鈴屋遺蹟保存会（本居宣長記念館）補助金交付要綱等の廃止について
8. 松阪市郷土資料室の移転について
9. 松阪市スポーツ少年大会等補助金交付要綱の一部改正について
10. 松阪市体育協会加盟団体育成強化補助金交付要綱の一部改正について
11. 松阪市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について
12. 松阪市総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金交付要綱の一部改正について
13. 松阪市みえスポーツフェスティバル派遣費補助金交付要綱の廃止について
14. 松阪市スポーツ推進計画（案）について
15. 松阪市立幼稚園運営規程の一部改正について
16. 平成28年度教育支援委員会について
17. 平成28年度2月児童生徒の問題行動等について

その他

1. 第10回美し国三重市町対抗駅伝について
2. 第12回松阪シティマラソンについて

平成29年第4回松阪市教育委員会定例会会議録

委員長 ただ今から、平成 29 年第 4 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員に送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 議事に入る前に、保護者の代表として、公募選考により、長島彩子委員が、新しく教育委員に就任されましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(長島委員 就任の挨拶)

委員長 ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

局長 「委員長、教育委員会事務局 局長」

委員長 「教育委員会事務局 局長」

局長 東教育長が任期満了により、3月24日をもって退任されます。それに伴いまして、去る3月13日の市議会で、次期、教育長として中田雅喜氏の任命が承認されましたので、ご報告いたします。

委員長 東教育長には、1期4年間に渡り、教育長の重責を全うしていただき誠にありがとうございました。

定例会終了後にご挨拶をいただきたいと存じます。

委員長 それでは、教育長から一般報告をお願いします。

教育長 ○2月議会（代表質疑）について

委員長 ご質問はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 それでは、議案第 6 号「松阪市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 6 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 6 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 7 号「松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 7 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 7 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 8 号「松阪市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。
(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 8 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 8 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 9 号「松阪市教育委員会表彰規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。
(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 9 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 9 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号「松阪市教育委員会教育長所管事務委任規程の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 10 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 10 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 11 号「松阪市立幼稚園のあり方検討委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 11 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 11 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 12 号「松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 12 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 12 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 13 号「松阪市立小中学校事務処理規程の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 13 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 13 号は、原案どおり可決いたしました。
次に、議案第 14 号「松阪市放課後子どもプラン運営委員会規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。
(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 14 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 14 号は、原案どおり可決いたしました。
次に、議案第 15 号「松阪市文化振興基金運用規則等の廃止について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。
(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

ご意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 15 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 15 号は、原案どおり可決いたしました。
次に、議案第 16 号「松阪市スポーツ推進計画策定委員会規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。
(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 16 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 16 号は、原案どおり可決いたしました。
次に、議案第 17 号「教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局から提案理由を説明願います。
(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。
(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。
 (委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 17
号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
 (全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 17 号は、原案どおり
可決いたしました。
 次に、議案第 18 号「松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり
保育に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事
務局から提案理由を説明願います。
 (事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませ
んか。
 (委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。
 (委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第 18
号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
 (全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 18 号は、原案どおり
可決いたしました。
 次に、議案第 19 号「松阪市文化財保存活用整備等委員会規則
の一部改正について」、議案第 20 号「松阪市松浦武四郎記念館
(小野江コミュニティセンター) 条例施行規則の一部改正につ
いて」、議案 21 号「松阪市松浦武四郎誕生地整備検討委員会規
則の一部改正について」、議案第 22 号「松阪市天白遺跡整備指
導委員会規則の一部改正について」の 4 議案を一括議題といた
します。事務局から提案理由を説明願います。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより 1 議案ごとに討論と採決を行います。
それでは、議案第 19 号の討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第 19 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第 19 号は、原案どおり可決いたしました。

次に議案第 20 号の討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第 20 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第 20 号は、原案どおり可決いたしました。

次に議案第 21 号の討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第 21 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第 21 号は、原案どおり可決いたしました。

次に議案第 22 号の討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

活動につきましても、特に部活動については、皆さんが色々な話の中で、どのようにしていくことがよいかということもありました。学校支援課や学校と協議しながら、また保護者のニーズも聞きあらゆる方面で進めていきたいと考えています。

今回の計画ができたから終わりではなく、この計画を活かして、いかに進めていくかということが重要であると思います。

今後も定例会においてご意見をいただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

事務局

学校の部活動のことについてですが、学校支援課としては、スポーツエキスパート活用事業等を実施しています。

平成 27 年度の実績ですが、7 校に 11 人の外部指導者等を派遣しています。

今の部活動の状況ですが、子どもたちは、土曜授業を年 10 回ほど行っているということや土日に部活動が続き、そのまま月曜日からの授業に入るといったような状況もあります。

また、教職員についても中学校の場合は、すべてにおいて自分が以前に行っていた部活動を指導しているというのではなく、学校の事情により経験のないクラブ活動の種目を担当することがあり、特に運動系の場合、土曜日でも日曜日でも顧問として出なければいけない状況があります。

他市の状況においては、部活動に対しての指針等を策定し、それを基に進めているのが、県下では、桑名市や鈴鹿市です。松阪市においても部活動に対しての指針または、基準等について委員会等の形式で検討し、示していかなければならないと考えています。

運動クラブの向上も大切ですが、子どもたちの休息の日なども含め、これから先のことを考えた教育委員会としての指針等を示していきたいと思っています。

教育長

部活動のことで補足をさせていただきます。

中学校の部活動のあり方というのは、国、県でも動きがあります。県からは、週一回の休養日を設けてはどうかという通知も来ています。

ただ、それぞれの学校にすぐに一週間に一回は、部活動の無い日を設けるという単純なものではないので学校教職員と、しっかり話をすることや教育委員会としては、指針等のガイドラインを早期に示していく必要があると思っています。

子どもたちの負担や教職員の負担、ワークライフバランスや時間外での勤務などを考え合わせると大きな課題であると認識していますので、今後、ガイドライン等を示していく必要があると思っています。

委員長

スポーツボランティアについてですが、参加率の現状値 2.6%を目標値 30%に今後上げていただくようになっていますが、向上させていくプランはありますか。

事務局

アンケートを平成 26 年度に実施した結果、何かをやりたいという気持ちを持ってみえる市民の方々が約 30%でした。この方々をいかにして参加していただくかということだと思えます。

平成 33 年に三重とわか国体があります。その時には、どうしてもボランティアの協力が必要となってきますので、色々な対策を講じていきたいと思えます。

また、全国障害者スポーツ大会も松阪市で開催されますので、そこでもボランティアが必要となってきます。

市民の方々にボランティアとなっただけのように、今後進めてまいりたいと思えます。

委員長

ありがとうございます。

他に質疑は、ございませんか。

委員

報告事項 16 の教育支援委員会のことですが、就学予定先が玉城わかば学園や城山、三重大学などとありますが、重度の心身障がいのある子どもたちが玉城わかば学園や度会特別支援学校に通っていますが、バス通学等が大変であるということで、松阪市内の育ちの丘の近くに特別支援学校ができることを期待されている保護者が結構多いと思うのですが、設立される予定、計画はあるのでしょうか。

事務局

三重中京大跡地に特別支援学校が平成 30 年の 4 月に開校す

るということで、現在建築中であります。

その特別支援学校は、玉城わかば学園と同様の施設となります。

なお、肢体不自由の方の場合は、松阪市において、現在計画がないことから今後も度会特別支援学校へ通学することになるかと思えます。

玉城わかば学園と同様の特別支援学校については、平成 30 年 4 月に開校予定となっておりますので、松阪市内にできることから、これまで、特別支援学校が望ましいという判定を受けた方の保護者の中には、特別支援学校が遠いという理由で、特別支援学級を希望されていたこともありますが、平成 30 年 4 月からは、特別支援学級ではなく、市内に開校される特別支援学校に通学させようとされる方も増えるだろうと考えております。

委員

郷土資料室の移転についてですが、図書館が一年間閉館するというに基づいてのことだと思えますが、図書館が一年間閉館するにあたり小中学校が図書館を利用することは、少ないかもしれませんが、何らかのかたちで、資料を見たいということなどに備えて、どのような方が利用するかわかりませんが、嬉野までというのは、遠いと感じるので、近い場所で、小中学生が利用できるような物を置くというようなことを考えているのでしょうか。それとも無理ということで、一年間は、我慢をして嬉野図書館へ行ってもらうこととなるのでしょうか。

事務局

通常の改修工事であれば、図書を一時的に別の場所に運び臨時の貸し出し場所を設置することはできると思いますが、今回の場合、自動貸出機を設置することや予約室という、直接カウンターで、職員に申し出なくても、予約した本を自動貸出機で借りることができる部屋や、また、入り口にブックディテクションシステムという誤って貸出処理が通らずに図書が外にでて不明になることを防ぐため、26 万冊に IC タグを張り付ける作業があり、平成 29 年度に松阪公民館の一階部分で行うことを計画しています。

このことから松阪図書館の図書を別の場所で貸し出すサー

ビスができませんので、申し訳ないのですが、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他に、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、報告事項1から17は、承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から17は、承認いたしました。
その他の項で何かございませんか。

(その他事項 事務局 説明)

委員長 ただ今の事務局の説明について質問等は、ございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 他に、ございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会でございますが、4月27日木曜日、午後1時30分から教育委員会室でお願いいたします。

委員長 それでは、これで平成29年第4回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。